

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年霧島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号）第2条第6号の改正規定中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条のうち霧島市個人情報保護条例第37条の改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第2条のうち霧島市個人情報保護条例第38条第2項第1号の改正規定中「第28条」を「第29条」に改める。

附則第1号を次のように改める。

(1) 第2条の規定 平成29年5月30日

(霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年霧島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

(提案理由)

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の一部が平成29年5月30日から施行されることに伴い、文言の整理及び条号ずれに対応するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。